

総合事業通所介護 重要事項説明書

姫路市社会福祉協議会

蒲田デイサービスセンター

介護保険事業所番号 2874000983

姫路市広畑区蒲田11

TEL079-239-1133

総合事業通所介護 重要事項説明書

(令和7年7月1日 現在)

お客様がご利用されようとする総合事業通所介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい重要事項をご説明いたします。分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 事業者概要について

法人格・名称	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
所在地	兵庫県姫路市安田三丁目1番地
連絡先	総務課 電話 079-222-4212 FAX 079-222-4256
代表者	理事長 竹田 佑一
設立年月日	昭和26年3月22日 設立
事業内容	ふれあい食事サービス事業、ふれあいネットワーク事業、子育て支援事業、ふれあいサロン事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、第一号訪問事業、通所介護事業、第一号通所介護事業、(介護予防)福祉用具貸与・福祉用具販売事業、障害福祉サービス事業、移動支援事業、法人後見事業、入退院等支援サービス事業、その他社会福祉に関する事業

2. お客様に総合事業通所介護を提供する事業所について

(1)事業所の所在等

事業所名	姫路市社会福祉協議会蒲田デイサービスセンター
所在地	兵庫県姫路市広畑区蒲田11
連絡先	電話 079-239-1133 FAX 079-239-1176
事業の指定番号	指定番号 2874000983 指定年月 平成29年4月1日
事業開始時期	平成29年4月1日
サービスを提供する実施地域	姫路市域内(家島町を除く)

(2)事業の目的および運営の方針

事業の目的	要支援状態又は姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストによる対象者(以下「事業対象者」といいます。)であるお客様が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、運動機能の向上、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、お客様のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、総合事業通所介護を提供します。
事業の方針	(1) お客様の意思および人格を尊重し、虐待を防止して権利擁護に

	取り組み、常にお客様の立場に立ったサービスを提供します。 (2)事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、医療・保健・福祉サービスを提供する機関等との連携に努めます。 (3)介護保険法その他関係法令及び当該契約の定めを遵守します。
--	---

3. 事業所の従業者について

事業所の管理者	村上 あゆみ
---------	--------

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	事業に必要な管理を行う。
生活相談員	1名以上	事業に対する利用調整、技術指導総合事業通所介護計画の作成を行う。
介護職員	4名以上	お客様が自立した日常生活を営む事ができるよう、食事、排泄、着脱、入浴、その他必要な介護業務を行う。
看護職員	1名以上	健康チェック、その他必要な総合事業通所介護を行う。
機能訓練指導員	1名以上	日常生活に必要な機能の減退を防止する訓練を行う。

4. 営業日・営業時間について

営業日	月曜日から土曜日まで(12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時35分から午後5時20分
サービス提供日	月曜日から土曜日まで(12月29日から1月3日までを除く)
サービス提供時間	午前9時から午後4時30分

5. 提供するサービスの内容について

総合事業通所介護の内容は次のとおりとします。

- ① 入浴サービスを行います。
- ② 生活指導(相談、助言)を行います。
- ③ 健康チェックを行います。
- ④ 送迎を行います。

注1. 月のサービス利用日や回数については、お客様の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

注2. お客様の状態の変化等により、サービス提供量が、総合事業通所介護計画に定めた実施回数、時間数を大幅に上回る場合には、地域包括支援センター等と調整の上、介護予防サービス・支援計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介

護認定申請の援助等必要な支援を行います。

6. サービス利用料金について

(1) 総合事業通所介護サービスの利用料金(利用者負担割合が1割の場合)

区分		サービス利用料金	お客様負担金
週1回程度	要支援1、事業対象者	18,231円	1,824円
週1回程度	要支援2	18,231円	1,824円
週2回程度	要支援2、事業対象者	36,716円	3,672円

各種加算

各種加算		サービス利用料金	お客様負担金
若年性認知症利用者受入加算		2,433円	244円
口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		50円	5円
口腔機能向上加算(Ⅱ)		1,622円	163円
科学的介護推進体制加算		405円	41円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援1)、事業対象者	週1回程度	892円	90円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援2)	週1回程度	892円	90円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援2)、事業対象者	週2回程度	1,784円	179円
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		当該月の合計額に8.0%相当額が加わります。	

(2) 総合事業通所介護サービスの利用料金(利用者負担割合が2割の場合)

区分		サービス利用料金	お客様負担金
週1回程度	要支援1、事業対象者	18,231円	3,647円
週1回程度	要支援2	18,231円	3,647円
週2回程度	要支援2、事業対象者	36,716円	7,344円

各種加算

各種加算		サービス利用料金	お客様負担金
若年性認知症利用者受入加算		2,433円	487円
口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		50円	10円
口腔機能向上加算(Ⅱ)		1,622円	325円
科学的介護推進体制加算		405円	81円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援1)、事業対象者	週1回程度	892円	179円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援2)	週1回程度	892円	179円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援2)、事業対象者	週2回程度	1,784円	357円
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		当該月の合計額に8.0%相当額が加わります。	

(3)総合事業通所介護サービスの利用料金(利用者負担割合が3割の場合)

区分		サービス利用料金	お客様負担金
週1回程度	要支援1、事業対象者	18,231円	5,470円
週1回程度	要支援2	18,231円	5,470円
週2回程度	要支援2、事業対象者	36,716円	11,015円

各種加算

各種加算		サービス利用料金	お客様負担金
若年性認知症利用者受入加算		2,433円	730円
口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		50円	15円
口腔機能向上加算(Ⅱ)		1,622円	487円
科学的介護推進体制加算		405円	122円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援1)、事業対象者	週1回程度	892円	268円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援2)	週1回程度	892円	268円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (要支援2)、事業対象者	週2回程度	1,784円	536円
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		当該月の合計額に8.0%相当額が加わります。	

- 注1. お客様の体調不良や状態の改善等により、総合事業通所介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介総合事業通所介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割り計算はしません。
- 注2. 契約日及び契約解除日が月途中である場合、同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合、月途中で要支援度が変わった場合には日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料金を計算します。
- 注3. 介護保険が適用される場合、お客様のご負担は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合となります。介護保険適用外部分については、全額お客様のご負担となります。
- 注4. お客様負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。また、介護保険適用外部分の変更については、お客様に文書でご連絡いたします。
- 注5. お客様がまだ要支援認定を受けておられず、「暫定介護予防サービス・支援計画」に基くサービスを利用された後、認定が「非該当」となった場合は、サービス利用料金の全額がお客様のご負担となります。
- 注6. お客様に介護保険料の滞納があり、法定代理受領サービスを利用できないことにより、償還払いとなる場合には、一旦利用料金を全額自己負担していただきます。その場合、サービス提供証明書を発行します。

(4)その他の費用について

食 費	1食につき690円 (利用料金と合わせてお支払い下さい)
交 通 費	姫路市域内のお客様は、利用料金に含まれており、いただきません。ただし、お客様の居宅が通常の事業実施地域外に在るときは、お客様に次の料金をご負担していただきます。 (1)公共交通機関を利用する場合 実費 (2)自動車を利用する場合 1kmにつき10円のカソリン代
複 写 物 の 交 付	1枚につき 10 円(その都度お支払い下さい)

7. 料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	①お客様負担が有る場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ②請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月20日までにお客様宛に郵送いたします。
利用料、その他の費用の支払い	原則、お客様指定口座からの自動振替となります。 お客様指定口座からの自動振替の場合は利用のあった月の翌月27日、もしくは27日が金融機関の休日にあたる場合は直後の平日に自動振替いたします。 支払いを確認後、領収書を送付いたしますので、必ず保管をお願いいたします。 なお、特別な事情がある場合のみ郵便振込も可能です。 その場合、振込手数料の一部はお客様負担(令和4年1月の改訂以降)となる場合があります。

8. サービス提供の手順について

- ① 総合事業通所介護サービスの利用申込
- ② 重要事項の説明・個人情報取り扱いの説明・契約締結・サービス利用案内
- ③ サービス利用希望曜日・回数・内容の確認
- ④ 介護予防サービス・支援計画に基づく総合事業通所介護計画の作成
- ⑤ 総合事業通所介護計画の説明と同意
- ⑥ 総合事業通所介護計画に基づくサービス提供(定期的に総合事業通所介護計画の見直し)
- ⑦ 利用料金の請求
- ⑧ 指定口座から利用料金の引落とし
- ⑨ 領収書の発行

9. 担当者の禁止行為について

担当者は、サービス提供契約以外の営利行為、宗教勧誘、金品の授受や貸借、私的訪問や私的契約、保証人になる等の行為は一切行いません。

10. 事業所の責務について

(1) 総合事業通所介護計画について

お客様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、お客様の介護予防サービス・支援計画に沿って、「総合事業通所介護計画」を作成し、その計画をお客様に説明し同意を得たうえで交付し、その計画に基づいてサービスを提供します。

また、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに目標達成の状況等を把握し、必要に応じて総合事業通所介護計画の変更を行います。

(2) サービス提供内容の記録について

お客様に提供したサービス提供の記録は5年間保管します。記録については、お客様とお客様の後見人(必要に応じお客様のご家族を含む)に限り、閲覧および写しの交付が可能です。

(3) 秘密保持と個人情報の保護について(守秘義務)

事業者および従業者がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の最小限の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめお客様もしくはご家族に説明し、同意を得た上で使用します。

同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。なお、情報使用にご同意いただけない場合は、サービス調整が出来ず一体的なサービスが提供できない場合もございます。

ただし、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(4) 賠償責任について

①事業者は、サービスの提供にあたり、お客様やご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにお客様やご家族に対して損害を賠償します。

ただし、事業者に過失がなかった場合はこの限りではありません。

②事業者はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「損害賠償保険」に加入しています。詳細内容について、お知りになりたい場合は事業者までご連絡下さい。

(5) 身体拘束について

原則としてお客様に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は管理者が判断し、身体拘束、その他お客様の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態および時間、その際のお客様の心身の状況、やむを得なかった理由を記載し、お客様または代理人に同意を得ることとします。また緊急を要する場合は後日文書にし、ご説明いたします。

(6) 虐待防止のための措置について

ア 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止・身体拘束適正化のための指針を整備します。
- ・虐待を防止するための従業者に対する研修(年1回以上)を実施します。
- ・虐待の防止に関する責任者、担当者を設置します。
- ・成年後見制度の利用を促進します。
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- ・その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

イ 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者・障害者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. ハラスメント行為等の禁止について

ハラスメント行為等を防止し、円滑なサービス提供を行うため、契約書第6条第1項第2号の遵守をお願いいたします。お守りいただかず、円滑なサービス提供に支障が生じる場合は契約を解除することがあります。なお、同号ウ～オの例を下記に例示しますのでご確認ください。

(1) 身体的暴力(身体的な力を使い危害を及ぼす行為)

※職員が回避したため危害を免れたケースを含みます

例:・コップを投げる

- ・蹴る
- ・手を払いのける
- ・たたく
- ・手をひっかく
- ・つねる
- ・首を絞める
- ・唾を吐く
- ・服を引きちぎる

(2) 精神的暴力(個人の尊厳や人格を否定する言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例:・大声を発する

- ・サービスの状況を必要以上にのぞき見る
- ・怒鳴る
- ・気に入っている職員以外に批判的な言動をする
- ・威圧的な態度で苦情を言い続ける
- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・家族が利用者の発言を鵜呑みにし理不尽な要求をする

- ・利用料金の支払いを求めたところ手渡しせずにお金を床に並べてそれを拾って受け取るよう求める
- ・利用料金を多数回滞納しながら「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
- ・特定の職員にいやがらせをする

(3)セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

例:・必要もなく手や腕をさわる

- ・抱きしめる
- ・裸の写真を見せる
- ・業務中あからさまに性的な話をする
- ・卑猥な言動を繰り返す
- ・サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
- ・業務中の職員の衣服に手を入れる

12. 緊急時の対応

サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、速やかにお客様の主治医及びご家族等に連絡を行います。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

13. 相談・苦情窓口について

事業者が提供するサービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

サービスの相談や苦情の窓口(姫路市社会福祉協議会の窓口)

蒲田デイサービスセンター 相談・苦情受付窓口	姫路市広畑区蒲田11 電話番号 079-239-1133 FAX 079-239-1176 受付時間 午前8時35分～午後5時20分 相談・苦情受付担当者 村上 あゆみ 苦情解決責任者 瀬崎 智紀
---------------------------	---

事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

第三者委員 黒津 美智子	電話番号 079-245-2997 受付時間 午前9時～午後5時
第三者委員 山口 兼弘	電話番号 079-222-1271 受付時間 午前9時～午後5時

姫路市高齢者支援課	姫路市安田4丁目1番地 姫路市役所本庁2階 電話番号 079-221-2853 FAX 079-221-2444
-----------	--

兵庫県高齢政策課	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号 078-362-3189 FAX 078-362-9470
兵庫県国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617

14. 重要事項を説明した年月日

説明場所	☐ お客様のご自宅
	☐ 事業所 姫路市広畑区蒲田11
	☐ 上記以外の場所
説明年月日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで

総合事業通所介護の提供開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 姫路市安田三丁目1番地
名称 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
代表者職・氏名 理事長 竹田 佑一 印

説明者 所属 姫路市社会福祉協議会
蒲田デイサービスセンター

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、同意しました。

お客様 住所

氏名 _____

代理人(署名代行者)

住所

氏名 _____

お客様との続柄

立会人 住所

氏名 _____

お客様との続柄

姫路市社会福祉協議会
蒲田デイサービスセンター

介護保険事業所番号 2874000983

姫路市広畑区蒲田11

TEL079-239-1133